

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年11月26日(2020.11.26)

【公開番号】特開2020-143072(P2020-143072A)

【公開日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-037

【出願番号】特願2020-77160(P2020-77160)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/451 (2006.01)

A 6 1 P 25/14 (2006.01)

A 6 1 P 25/16 (2006.01)

A 6 1 P 25/18 (2006.01)

A 6 1 P 25/22 (2006.01)

A 6 1 P 25/20 (2006.01)

A 6 1 P 25/28 (2006.01)

A 6 1 P 25/32 (2006.01)

A 6 1 P 25/36 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

C 0 7 D 211/52 (2006.01)

C 0 7 D 211/14 (2006.01)

C 0 7 D 211/42 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 31/451

A 6 1 P 25/14

A 6 1 P 25/16

A 6 1 P 25/18

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/20

A 6 1 P 25/28

A 6 1 P 25/32

A 6 1 P 25/36

A 6 1 P 43/00 1 2 1

C 0 7 D 211/52

C 0 7 D 211/14

C 0 7 D 211/42

【手続補正書】

【提出日】令和2年10月15日(2020.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

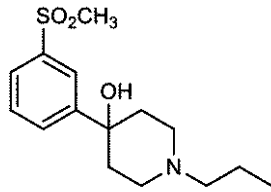
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブリドピジンまたはその医薬的に許容可能な塩、および次式により表される化合物1

【化 1】



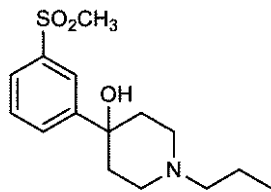
(化合物 1)

またはその医薬的に許容可能な塩を含有する組成物。

【請求項 2】

プリドピジンまたはその医薬的に許容可能な塩、および次式により表される化合物 1

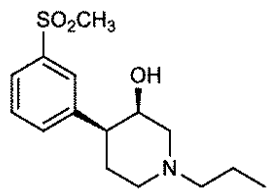
【化 2】



(化合物 1)

またはその医薬的に許容可能な塩、ならびに次式により表される化合物 4

【化 3】



(化合物 4)

またはその医薬的に許容可能な塩を含有する組成物。

【請求項 3】

前記組成物はカプセル、錠剤または懸濁液の形態である、請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記組成物は、22.5 mg ~ 315 mg プリドピジンの投与量単位形態を含む、請求項 1 ~ 3 の何れか 1 項に記載の組成物。

【請求項 5】

前記投与量形態は 45 mg プリドピジンを含む、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記投与量形態は 67.5 mg プリドピジンを含む、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記投与量形態は 90 mg プリドピジンを含む、請求項 4 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記プリドピジンおよび化合物 1 の塩が、塩酸塩、臭化水素酸塩、硝酸塩、過塩素酸塩、リン酸塩、硫酸塩、ギ酸塩、酢酸塩、アスコルビン酸塩、ベンゼンスルホン酸塩、安息香酸塩、桂皮酸塩、クエン酸塩、エンボネート、エナント酸塩、フマル酸塩、グルタミン酸塩、グリコール酸塩、乳酸塩、マレイン酸塩、マロン酸塩、マンデル酸塩、メタンカルボン酸塩、ナフタレン-2-スルホン酸塩、フタル酸塩、サリチル酸塩、ソルビン酸塩、ステアリン酸塩、コハク酸塩、酒石酸塩およびトルエン-p-スルホン酸塩から独立して選択される、請求項 1 ~ 7 の何れかに記載の組成物。